

自動車税種別割のあらまし



令和6年(2024年)4月1日現在

納める人

道内に定置場のある自動車(軽自動車及び特殊自動車は除きます。)の所有者。
(ローンで購入した場合など所有権が売り主にある場合は、買い主である使用者です。)
※所有者・使用者とは、自動車検査証に記載されている所有者・使用者のことをさします。

税率

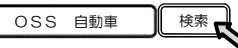
自動車税種別割の税率(税額)は、自動車の種類や大きさ、家用・営業用の区分により定められています。
なお、環境負荷に応じて税率を軽減又は重課する**グリーン化特例**が導入されています。
また、令和元年(2019年)10月1日以降に初回新規登録された家用乗用車及び家用キャンピング車は、従来の税率から引き下げられた税率が適用されます。
詳しくは、下記「自動車税種別割の税率引き下げについて」をご覧ください。

申告(報告)と納税

- 申告(報告)
自動車を取得したときや廃車したとき又は登録事項に変更があったときは、その都度、運輸支局に登録申請をするともに北海道に申告(報告)が必要です。
納付が必要となる場合は、北海道税収入証紙(※注1)により納めます。この申告(報告)と納付を代理人(自動車販売業者など)に依頼したときは、必ず申告書(報告書)の控えを受け取り、申告(報告)内容及び納付の確認をしてください。

※注1 北海道税収入証紙は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会において販売しています。
なお、自動車税種別割の申告(報告)及び納付については、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」により、インターネット上で一括して行うことが可能です。

詳しくは、OSSのホームページをご覧ください。 <https://www.oss.mlit.go.jp/portal/> または



- 納税
4月1日現在の所有者が、納税通知書により5月31日(この日が土・日曜日に当たる場合は、次の月曜日)までに納めます。
- 納税証明書
運輸支局において自動車税種別割の納税状況を確認できるため、車検(継続検査又は構造等変更検査)時に書面による納税証明書の提示を省略することができます。
ただし、納付後すぐに継続検査等を行う場合は、書面による納税証明書の提示が必要となりますので、大切に保管してください。

グリーン化特例とは

地球温暖化や大気汚染を防止する観点から、環境負荷の小さい自動車の開発・普及を促すため、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減(軽減)する一方、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする(重課)税率の特例措置が平成14年度(2002年度)から実施されています。

- 環境負荷の小さい自動車に対する**軽減**(家用乗用自動車の例)

初回新規登録の時期	令和5年(2023年)4月1日 ～令和6年(2024年)3月31日
軽減期間	令和6年度(2024年度)分のみ
対象自動車	概ね75%軽減 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・一定の天然ガス自動車 ・プラグインハイブリッド自動車

- 環境負荷の大きい自動車に対する**重課**

	令和6年度(2024年度)分
対象自動車	ディーゼル車 令和6年(2024年)4月1日現在 初回新規登録後11年を超えるもの (初度登録が平成25年(2013年)3月までのもの) ガソリン車 L P G 車 令和6年(2024年)4月1日現在 初回新規登録後13年を超えるもの (初度登録が平成23年(2011年)3月までのもの)
税率	対象自動車の税率を概ね15%上乘せ (バス・トラックについては概ね10%上乘せ)
対象外自動車	・電気自動車 ・メタノール自動車 ・天然ガス自動車 ・被けん引自動車 ・一般乗用バス ・ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの

※対象自動車については、申告書(報告書)の記載要領や北海道税務課のホームページをご覧ください。札幌道税事務所自動車税部までお問い合わせください。

自動車税種別割の減免等

身体等に障がいのある方やそのご家族、社会福祉施設等が、身体等に障がいのある方のために使用する自動車について、一定の要件に当てはまる場合は、申請により自動車税種別割の減免を受けることができます。

申請先は、最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所です。

詳しくは、札幌道税事務所自動車税部にお問い合わせいただくか、北海道税務課のホームページをご覧ください。

自動車税種別割の税率引き下げについて

地方税法及び北海道税条例の改正により、**令和元年(2019年)10月1日以降に初回新規登録**された「家用乗用自動車」及び「家用キャンピング車」については、従来の税率に比べ引き下げられた税率が適用されます。(車検証の「初度登録年月」が「令和1年10月」以降の家用乗用車及び家用キャンピング車が対象となります。)

【家用乗用自動車(標準税率)の例】

排気量	引下げ前の税率	引下げ後の税率(引下げ額)	排気量	引下げ前の税率	引下げ後の税率(引下げ額)
1,000cc以下・電気	29,500円	25,000円(▲4,500円)	3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円(▲1,000円)
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円(▲4,000円)	3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円(▲1,000円)
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円(▲3,500円)	4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円(▲1,000円)
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円(▲1,500円)	4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円(▲1,000円)
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円(▲1,000円)	6,000cc超	111,000円	110,000円(▲1,000円)

自動車税種別割に関するお問い合わせ

名称・所在地	電話番号	ホームページ
札幌道税事務所自動車税部 〒001-8588 札幌市北区北22条西2丁目	自動車税種別割の課税 (011)746-1190	自動車税種別割の概要等については、北海道税務課のホームページでもご案内しています。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/car_syu.html または、 <input type="text" value="北海道 種別割"/> <input type="button" value="検索"/>
	自動車税環境性能割の課税 (011)746-1195	
	身体障がい者等の減免 (011)746-1194	

自動車税種別割は、運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税される税金です。使用しない自動車は抹消登録を!